

告 示

埼玉県教委告示第二十四号

博物館法（昭和二十六年法律第二百五十八号）第十三条第二項の規定により、飯能市郷土館の登録事項の変更登録をした。

平成三十年七月十三日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥 生

一 登録記号番号

埼玉第二十号

二 設置者

飯能市

三 変更登録事項

名称

飯能市立博物館

四 変更年月日

平成三十年四月一日